

早稲田大学博士論文(概要)		
	学位記	文科省報告
2006	4343	甲 乙 2051



学位請求論文概要書 「氏族伝承と律令祭儀の文学的研究」

工  
藤

浩

本論文は「氏族伝承と律令祭儀の研究」と題して、記・紀所載の神話・伝説・系譜・歌謡について、主に氏族伝承・律令祭儀との関わりから論じたものである。『古事記』を編纂する際の史料に氏族伝承が存したことは、序文が「諸家所賣帝紀及本辭」に言及していることからも知られ、『日本書紀』も同様に考えられている。氏族伝承は、從来記・紀形成論の対象とされ、専ら記・紀から遡及する方向で論じられている。各氏族が伝え持った原形を推定する際に拠り所とされた類型は、氏族を超えて自由に流通し得るものだと指摘される。加えて、『古事記』と『日本書紀』を「記紀」としてひと括りにして論じてきたことへの反省から、両書を主題を同じくしながらも全く異なる構想と論理を持つ作品と見るべきことが主張された研究動向と相俟つて、氏族伝承の研究は低迷し、氏族伝承という概念自体を無効とする極論まで生じた現状がある。

だが、嘗ての氏族伝承研究の抱えた弱点は類型による分析という方法にあるのであって、氏族伝承の研究自体は未だ価値を失つたことにはならないであろう。記・紀の構造的分析から更には記・紀の享受という新たな視点が拓かれた今、形成論のみならず氏族伝承の記・紀各々の文脈に於ける位置づけ、更には記・紀の受容過程で作られる新たな氏族伝承についても研究課題とすべきであると考える。そのような問題意識に基づき、全体を四部構成として津守・物部・ト部・忌部・高橋・久米の氏族伝承について、形成と記・紀への定着、更には記・紀の受容の諸相を個別的に論じた。各部にはそれぞれ八十嶋祭、鎮魂祭、鎮火祭、大祓、大嘗祭などの律令祭儀との関連を論じた章を配した。そのため題名を「氏族伝承と律令祭儀の研究」とした。第I部～第IV部の各章の要旨は次に示す通りである。

第I部「神功皇后伝説の研究」には四つの章を置いた。第一章は形成、第二章は原形から記・紀へ定着される過程における住吉神の質の変化、第三章・第四章では記・紀の受容の問題として神功皇后伝説の変遷を考えた。

第一章「神功皇后伝説の形成と津守氏」では、津守氏の当該伝説の形成過程への関わりを考えた。

記・紀の神功皇后像は、水辺母子神の信仰を原型に、推古・齊明（皇極）・持統の三女帝の事跡を反映して作られ、住吉神の神威譚の性格を持つと説かれてきた。記・紀の神功皇后はいっぽうで仲哀天皇の皇后として皇子ホムダワケを生む母であり、他方では住吉神を祀る巫女の役割を果たしている。この性格の矛盾は形成過程で種々の要素を吸収した結果だとする從来の説明に、住吉神の奉祭氏族である津守氏の氏族伝承という観点を加え具体的な補足説明を行つた。当該伝説の原型には、水辺の母子神に加え住吉神を祀る津守氏の始祖伝承が存することを指摘した。皇后の母としての性質は前者から、巫女としてのそれは後者の津守氏の祖タモミノスクネから引き継いだものと考えられる。住吉神の要素は、当該伝説の形成と深く関わった津守氏によつて持ち込まれたと考えるべきである。

第二章「住吉神の神格」では、神功皇后伝説の形成と記・紀への定着の過程に於ける住吉神の神格

の質的変化について考察した。津守氏の成した『住吉大藤神代記』には、「於<sup>レ</sup>是皇后與大神<sup>ニ</sup>有<sup>レ</sup>密事<sup>ニ</sup>〔俗曰「夫婦之密事通。」〕」という皇后と住吉神との密通の記事が見られる。『日本書紀』にも、皇后の懷妊を告知する託宣に、

唯今皇后始之有胎。其子有<sup>レ</sup>獲焉。

唯今皇后懷妊之子、蓋有<sup>レ</sup>歟。

によろに、託宣神の子の受胎を告知すると思しき表現が認められる。これらのことから、河内王朝の祖ホムダワケの住吉神の子としての誕生を語るのが当該伝説本来の形だと考えられる。記・紀では、そのホムダワケをアマテラス直系の皇統譜に組み込むことで、住吉神の持つ父としての属性は排除されるが、『日本書紀』には原伝承の内容を示唆する表現が温存されてしまったのであろう。万世一系意識が強固な『古事記』では、その痕跡は完全に払拭され、住吉神の属性は十五代應神天皇として即位すべき皇子の胎中天皇としての新羅遠征を加護する航海神・軍神としての面に限定されるのである。

第三章「鎮懐石の伝承」は、神功皇后伝説と鎮懐石という概念との関係を論じた。鎮懐石の記事は九州風土記に散見しており、この地方の海人の習俗に基づくものとして伝説の形成論の中で扱われてきた。ところが、風土記の鎮懐石の記事には神功皇后と結びついた形で記されており、海人の習俗として皇后と無関係にそのような呪力を持つ石の信仰が存したことを窺わせる史料は存在しない。当該伝説は住吉神の神威譚を持つが、この神を奉祭する津守氏は新羅・唐との外交に活躍したことが知られる。鎮懐石とは、津守氏が唐から齎した『淮南子』に書かれるような卵生神話の変形である石から子が生まれる神話の知識に基づき机上で発想されたものであろう。海人の習俗は、神功皇后伝説の知識が普及した結果生じたものと考えるべきであり、鎮懐石は記・紀の受容史の対象としなければならない。

第四章「神功皇后伝説と八十嶋祭」は、天皇の即位儀礼の一環として実施された八十嶋祭の発生と本義を考えた。八十嶋祭は河内王朝の即位儀礼として行われた儀礼であり、神功皇后伝説は八十嶋祭の起源を示す伝説であるため、祭儀の次第に沿って話が展開されていると捉えられてきた。ところが、八十嶋祭が実施されたことを示す史料は嘉祥三年（八五〇）以前には遡れず、祭儀の本義も大八洲靈を新帝に付着させることか、或いは大嘗祭に先立つ禊祓にあるのか今ひとつ明瞭でないなど、通説には再検討すべき事柄も多く含まれる。九世紀という時代に注目すると、仁明・陽成天皇が病により崩御していることがわかる。この時代には宮中で日本紀講が度々実施されていたが、そこで講じられた仲哀天皇崩御の話柄から、相次ぐ一代の天皇病没の原因を住吉神の祟りに求める解釈が生じたことが推定される。八十嶋祭は、住吉神に対する饗応によって祟りを鎮めると同時に、新帝に対する加護を求める目的で即位儀礼の一環として九世紀に始められた儀礼と考えられる。その後の儀礼の次第が整

以コノ 石→女神  
オキウ 沖中の石

備されるうちに、即位儀礼に相応しい意味付けがなされたと考えるべきである。八十嶋祭も、記・紀享受の問題として扱わなければならない。

第二部「先代舊事本紀の研究」には十章を収めた。

第一章では独自記事、第二章では記・紀等に依拠した記事の配置から『先代舊事本紀』の主題と構想を考えた。

第一章「主題と構想」で先ず、フツノミタマの扱いから『先代舊事本紀』の主題と構想の一端を示した。ニギハヤヒは天神督御から天爾瑞寶十種とそれを用いた鎮魂の呪法を授けられ地上に降臨し、その児ウマシマヂが神武天皇の即位の際に天爾瑞寶十種を献上し鎮魂祭を行つたことが書かれる。ところが、この二つの記事の間にはウマシマヂがイハレビコからフツノミタマ剣を下賜され、返礼として天爾瑞寶十種を献上する内容の独自記事がある。この記事の意図は、記・紀の所伝では熊野平定条で天皇家に渡つたことになつていて、フツノミタマが物部氏のもとに戻つたことを示して、それが石上神宮に存在することを合理的に説くことにあると考えられる。構造的に見て『先代舊事本紀』は、石上神宮関係者の編纂した文献と捉えるべきである。『先代舊事本紀』の主題がフツノミタマに深く関わつており、この剣が石上神宮に存することを合理化する構想基づき編まれている点を確認した。

第二章「人代記事・國造本紀の構成」では、『先代舊事本紀』卷六「皇孫本紀」途中の神武天皇即位前～卷九「帝皇本紀」推古天皇条の人代記事を構成する際の、依拠する記・紀『古語拾遺』から引用記事を取捨選択する基準と、卷十「國造本紀」に見られる記紀の引用について分析した。『先代舊事本紀』神代記事は、記・紀『古語拾遺』の記事の引用を重複を承知で網羅的に繋ぎ合せて構成される点は既に指摘があるが、人代記事の大部分は『日本書紀』のみからの抄録で構成されている。各代冒頭の天皇の血統・皇妃皇子女・立太子・即位・宮都、末尾の天皇崩御・葬・陵墓などは一〇〇ページ近く採用されており、その他の項目については代毎にばらつきがある。『古事記』『古語拾遺』からの引用は、それぞれ成務・神武条にわずかに数箇所認められるだけである。『國造本紀』は從来、記・紀とは系統の異なる史料に基づくものとされてきたが、八國の國造の出自記事について記・紀に依拠する可能性を指摘した。

第三章～第六章では、独自記事の中でも『先代舊事本紀』の特徴が最も顕著に表れている卷第三「天神本紀」に記載されるニギハヤヒ降臨伝承をとりあげ、原伝承から記・紀へ、更には記・紀から『先代舊事本紀』への定着の過程を辿った。

第三章「ニギハヤヒ降臨伝承の形成」は、記・紀から遡及した当該伝承の原型推定の試みである。「天神本紀」の当該伝承から記・紀の天孫降臨神話の影響を受けた部分を排除すると、ニギハヤヒが瑞寶十種を持ち天磐船に乗つて空から河内へ降臨するという筋書きが残る。だが、その全てが原伝承

だという訳ではない。第一章で論じたように、物部氏のレガリヤは瑞寶十種ではなくフツノミタマだと考えられる。また、降臨の主体も本来はこの剣に由来するフツヌシであったと考えられる。記・紀の編纂過程では、フツヌシは國譲り、フツノミタマは神武東征の熊野の条に採られたため、降臨の主体をニギハヤヒとする伝承が作られ、それが現在見られるような形で記・紀に定着されたものであろう。

第四章「ヰナベ伝承の発生と展開」では、ニギハヤヒ降臨の乗り物が「天磐船」である理由を考えた。應神紀に拠ると、ヰナベは武庫水門の火事で消失した船舶を補うため新羅王から献上された船匠の集団である。はじめは物部氏に隸属していたが、木工技術をもとに建築関係に進出し、やがては独立した氏族として姓を与えるまでに至る。渡来当初の状況から、船を造つて物部氏の祖に献上し降臨に従う伝承が作られたと推定される。建築関係に携わる中で、雄略紀のように豪語して天皇の怒りを買うがやがて許される腕利きの木工の所伝が生じたのであろう。以上の論旨から、従来は伴造に偏つていた氏族伝承研究に対しても、部民の伝承を考える可能性を提起した。

第五章「ニギハヤヒ降臨伝承の方法と意義」では、降臨伝承を持つ物部氏の始祖伝承の方法を考えた。『先代舊事本紀』所載のニギハヤヒ降臨神話は記・紀の天孫降臨神話を元に形成されていて、配下の氏族や部民の神話や系譜が物部大連に対する服属伝承の形で吸収されている点が特徴である。この事は、記・紀において氏族の所伝が天皇家に対する服属伝承の形態を探るのと同様の性格を持つている。

第六章「石上神宮の呼称」では、『先代舊事本紀』編纂と深い関わりを持つ石上神宮の呼称の変遷を辿った。同社は布留藤と通称され、主祭神フツノミタマを併祀する形を採つており、フツとフルが混用されている。元来在地の鎮魂で呪具を「振る」意の地名が、鋭い剣の切れ味を表す擬態語「フツ」が取つて代わり、更に降臨を示す「降る」の意が加わつてフツ・フルが併称されるようになつたのであろう。

第七章～第十章では、『先代舊事本紀』に見る記・紀の享受を、系譜の再編という観点から検討した。

第七章「鎮魂祭起源の伝承」では、記・紀神話が律令祭儀としての鎮魂祭と如何にして結び付けられるのかを確認した。記・紀神話は、受容過程で律令祭儀の起源神話化されるという指摘がある。『先代舊事本紀』も、記・紀の天孫降臨神話に基づいて鎮魂祭の起源を示している。その際に、物部氏は氏姓制度を基盤とする記・紀の系譜記事を律令制度に見合つた形に組みかえている。この方法で、自らの鎮魂祭関与の正統性を示しているのである。

第八章「ニギハヤヒ後裔系譜―高倉下の定位」は、系譜の再編を通して記・紀に基づく新しい氏族伝承が作り出される事例を示した。記・紀の神武東征伝説に於いて、イハレビコの熊野平定は高倉下な

る人物の齋したフツノミタマ剣によつてなされる。この剣は物部氏ゆかりの石上神宮の神宝であるが、物部氏が当該伝承の形成に関与したとは考えられない。剣の靈力による地上の平定という構想から、出雲の国譲りとバラレルな関係で作られ、高倉下も物語的命名だと考えられる。『先代舊事本紀』はその高倉下をニギハヤヒ系譜中に定位し、熊野平定譚を明確に物部伝承化してしまつてゐる。氏族伝承は、固定観念では記・紀形成論の対象とされるが、この事例はそれが記・紀の後付けとして新たに作られることを示しており注目すべきである。

第九章「スサノヲ後裔系譜序説—タケミナカタ神の定位」では、タケミナカタ神が『日本書紀』にはなく『古事記』に記載される理由を考察し、加えて『古事記』に基づく『先代舊事本紀』の系譜再編の一端を明らかにした。タケミナカタ神が、出雲を追われて諏訪に鎮座する経緯が『古事記』に記されている。出雲郡には物部氏が設置した縣が存在しており、国譲り神話の原形にフツヌシが登場するのは、その反映であろう。郡内の縣神藤に隣接する和加布都努志神藤の鎮座も、その事情を示唆している。『古事記』編者は、出雲神話に存した物部氏系のフツヌシ神の影を払拭する意図から、力比べに敗れて諏訪へ幽閉される神話を創作したものと考えられる。その際、フツヌシが「御縣の神」の転訛でミナカタの神と称されていたことから、タケミカヅチに対応すべくタケミナカタの神名を新たに案出したのであろう。この神の諏訪の祭神としての定着と、諏訪信仰の流布には『先代舊事本紀』の果たした役割が大きい。

第十章「スサノヲ後裔系譜」では、卷四「地陶本紀」のスサノヲ後裔系譜の存在意義を検討した。この巻には、オホナムチが天羽車大鷦に乗り茅渟へ妻覓ぎする神話と、スサノヲ後裔系譜が記載されている。何れも、物部氏や石上神宮とは直接関係のない長文独自記事としてその存在意義が問われなければならない。前者は、記・紀の記述を一步進めてスサノヲの子オホナムチが乗り物に乗った降臨を果たす話柄に三輪山型の妻覓伝承を結びつけることで、三輪神も含んだ形で出雲系の神々と物部氏との同族関係を示唆する意図から『先代舊事本紀』編者が作り出したものであろう。いっぽうスサノヲ系譜には、出雲・三輪に加えて諏訪・宗像・賀茂の神々が定位されている。この系譜に記された神々の後裔の女性と、卷五「天孫本紀」ニギハヤヒ系譜中の物部氏の男性との婚姻記事を置いて、『先代舊事本紀』は物部氏と出雲系氏族との姻族関係を示している。中でも賀茂神は、九世紀初頭の時期には国家的規模で重視されており、その神威を取り込むことで石上神宮の安泰を図つたのであろう。

第三部「新撰龜相記の研究」では『新撰龜相記』を探り上げ、第一章・第二章では書誌を、第三章で主題と構想を論じ、第四章～第七章では本文中の独自記事を主に律令祭儀との関係から考えた。

第一章「書誌（一）—成立と本文の変遷」は、『新撰龜相記』の本文の構成が成立時から書写の過程でどのような変遷を辿つたものかを考えた。序文には甲丁の四巻構成と書かれた本文が、甲巻相当部

分しか現存していない。従来は序文を尊重して、乙以下の三巻は散逸し、その抄録が僅かに本文末尾に残ると考えられてきた。だが跋文の位置は諸本の何れを見ても甲巻相当部分の末尾、即ち抄録とされる部分の前に置かれている。従来の説では、乙以下の二巻が散逸する過程で、丙巻末尾の跋文が甲巻の後に移されたという不自然な説明を要することになる。そうではなく『新撰龜相記』は一巻のみで成立し、跋文以降の部分も序文も後から付されたと見るべきだろう。書写の過程で更に『龜ト次第』『龜ト抄』が合冊され、現在見られるような本文の形態を持つに至つたのであろう。

第二章「書誌（二）—諸本の系統について」では『新撰龜相記』十四本の写本を用いた本文校訂作業を通して、写本の系統を推定した。梵舜本の系統を引く一本のうち八本が黒田本系、別系統の三本が矢野本系と大別されるが、前者には両系統から派生した一本も存在する。明治期に『新撰龜相記』は盛んに書写された背景には大八洲學會の活動があつたと見られ、関係者の書写した写本は二系統にまたがつてゐる。

第三章「本文記事の構成」では『新撰龜相記』本文の大部を占める『古事記』抄録部分の記事の構成方法を論じた。文字異同の分析から『古事記』本文校訂研究における意義を考え、本文中で『日本書紀』による校訂が行なわれたと考えられる二十一箇所を指摘した。

第四章「オノゴロ嶋の位置」以下の四章は、『新撰龜相記』所載の独自記事を個々に採り上げて考察したが、この章で扱つた記事は国生み神話に付随している。イザナキ・イザナミ二神の国生み・神生みの舞台がオノゴロ嶋だが、その位置を示した記事が九世紀以降の諸文献に散見している。遺称地とされる淡路嶋は、畿内から亀甲の産地へ向かうルートに位置する。十五世紀成立の『吉田家日次記』には、亀甲の入手が困難な状況が書かれており、嶋の位置はト部氏が亀甲を求めて奔走する過程で生じた説と考えられる。だからこそオノゴロ嶋の所在は『新撰龜相記』に初めて現れるのである。

第五章「鎮火祭の起源」では、黄泉國神話の祭儀神話化について論じた。鎮火祭の起源伝承は『延喜式』の「鎮火祭凸詞」と『新撰龜相記』の一存在する。前者が『日本書紀』に基づくのに対し、後者は『古事記』に依拠している。何れも黄泉國神話に鎮火祭の起源という新たなモチーフを加える方法が採られている。各々の手法を分析し、九世紀における記・紀享受の一面を明らかにした。

第六章「大祓の起源」は、天石屋戸神話の祭儀神話化についての論である。神話は祭儀に基づいて形成されるという考えが従来根強く、記・紀の天石屋戸神話にも大祓の祭儀の反映が指摘される。だが記・紀の天石屋戸神話でスサノヲが乱行により追放されることと、大祓祭儀における罪と祓へとの対応関係は認められず、記・紀の当該条から大祓を起源づける意図を読み取ることはできない。大祓は、記・紀の天石屋戸神話が受容される過程で作られた律令祭儀と見るべきことを論じた。

第七章「龜トの起源」は天孫降臨神話に関するものだが、直接律令祭儀の起源を示してはいない点

で第五章・第六章とは事情が聊か異なる『新撰龜相記』所載の「龜誓」と称する所伝を分析した。内容的には、天孫降臨神話の文脈で太占から龜トへの推移を起源付けていた。そこには、ト部氏の立場から新たなモチーフを加えてゆく九世紀の『古事記』受容の典型が見られる。ト部氏は、記・紀の成立以降に朝廷内部に地位を得た新興氏族であるため、ト部氏の伝承は、記・紀の成立事情を考える史料となし得ないのである。

第IV部「記・紀受容の諸相」には、第一部～第三部と関連する論二編を収めた。第一章・第二章はそれぞれ「氏文」に括られる『古語拾遺』『高橋氏文』、第三章は律令祭儀としての大嘗祭を論じた。第一章「古語拾遺の系譜」では、『先代舊事本紀』編纂の史料に用いられた『古語拾遺』の系譜について考えた。『古語拾遺』では忌部氏の立場で、大嘗祭・來位儀の起源が記・紀の祭儀神話化によつて示されている。忌部氏の始祖フトダマは、記・紀では神代にあたる天石屋戸条に登場するが、『古語拾遺』ではその孫天富命が人代初めの神武条に定位されている。記・紀神話の祭儀神話化の方法として、氏姓制度を基盤とする記・紀の系譜を律令制度に見合った形に再編しているものと捉えられる。

第二章「高橋氏文の研究」は、現在逸文の形で二箇条残る『高橋氏文』の記事を検討した。『本朝月令』『政事要略』『年中行事秘抄』所引の逸文をもとに、散逸した『高橋氏文』の本文は六國史の記事に加筆しながら高橋氏（＝膳臣）の歴史を示す前半と、内膳奉仕職掌に関する安曇氏との争議の裁定を記した後半から成る事を推定した。本文の構成や、記事に始祖の功績を称える意向が顕著なことも、中臣氏との間に同様の問題を経験した忌部氏の成した『古語拾遺』に倣つたものと考えられる。イハカムツカリの生前の活躍に加えて、薨去を惜しむ宣命も付されている。だが『高橋氏文』は、律令祭儀に全く関心が払われていない点で他の氏文と一線を画している。手法的にも、『古事記』を用いずに正史である『日本書紀』『續日本紀』『續日本後紀』に依拠しているのが特徴である。

第三章「久米歌と大嘗祭」では、記・紀歌謡の祭儀歌謡化を見た。記・紀に記載された所謂久米歌は、大嘗祭において奏上されていた歌謡を神武東征伝説に転用したものだと從來說かれてきた。しかしながら大嘗祭の定例化は天武・持統朝以降であり、そこでの久米歌奏上は、神武東征を大嘗祭の起源伝説と見做す概念の生じた九世紀初頭以前には遡り得ない。記・紀が享受される過程で大嘗祭に採用された久米歌は、儀式の簡略化の流れの中で衰退し、遂に十五世紀の大嘗祭途絶と命運をともにする。